面会 実現にハードル

調停申し立て増加

民間団体 仲介多く
公的支援の拡充必要

クローズアップ2014

離婚などで別居する親が子どもとの定期的な面会を求めて家庭裁判所に調停や審判を申し立てる事例が増えている。だが、家裁でルールが決まっても、その後の調整がうまくいかなければ面会は実現しない。こうした場合は民間支援団体が仲介役を果たすことが多いが、全国一律のサービスが保障されているとは言えないのが現状だ。国や自治体による公的支援の拡充が必要との指摘も出ている。【山本将克、伊藤一郎】

埼玉県の会社員の男性（45）は、別居する長女、長男との面会交流を続けている。家事を巡る意見の食い違いから、昨年、裁判で離婚が成立。親権は母親が持ち、男性には調停や審判を経て月2回の面会交流（うち1回は宿泊付き）が認められた。

子どもに面会を楽しんでもらうため、民間支援団体はおもちゃを用意している。子どもの心理状態を探るテストにも使われる＝大阪市内で伊藤一郎撮影

主な面会場所はかつて子どもたちも暮らしていた男性の自宅。面会中に子どもが「自分は駄目なんだ」と弱音を吐くこともあるという。「日ごろ一緒にいない父親にも、大丈夫だよ、と背中を押してほしいんだな」。別居しても、子の成長のために父親の存在は欠かせないと感じている。

離婚前は弁護士を介して妻と連絡を取り合えたが、裁判が終わってからは弁護士を頼りにくくなり、自費で民間の支援団体を利用することにした。面会日程の調整などを依頼し、父子3人の時間を維持している。

協議離婚の際に面会交流について取り決めるよう定めた2012年の改正民法施行に合わせ、厚生労働省は12年度から、面会交流支援に取り組む自治体に補助金を出す制度を創設した。だが、制度を活用しているのは東京都、熊本県、千葉県だけだ。

補助金を受けた自治体は民間団体に委託したり、直接スタッフを採用したりして当事者の費用を肩代わりする。ただ、補助金を活用した支援を受けられるのは、子が15歳未満▽同居する親が児童扶養手当の支給を受け、別居する親も同様の所得水準（年収365万円以下）にとどまっている▽父母間で面会交流の取り決めと支援を受けることの合意がある――当事者に限定されている。

初年度から補助金を受けている東京都では、民間に委託する形で12年度に34件、13年度に82件の支援を実施した。昨年度から参加する熊本県では、県の母子家庭等就業・自立支援センターのスタッフが2件の支援を始めている。

一方、昨年度から東京都と同様に民間に委託して事業を始めた千葉県では、まだ実績がない。県児童家庭課の担当者は「面会交流の取り決めができていなかったり、所得制限をクリアできなかったりする当事者からの相談にとどまっており、支援に乗り出せていないのが実情」と話す。厚労省の担当者は「離婚した場合は子どものために面会交流の取り決めをすることが大事だということも含め、広報や啓発を進めていきたい」としている。

「ビジネス感覚はトラブルを生む」

公的支援が乏しい中、家族問題に詳しいとは言えない弁護士や行政書士が個人的にホームページで面会交流を支援すると掲げているケースもあるという。自身も早稲田大学の法科大学院で学生と共に面会交流支援事業を手掛ける棚村政行教授（家族法）は「単なるビジネス感覚で面会交流支援を行うのであれば、かえってトラブルを生みかねない。国や自治体が面会交流を支援する組織や個人を審査し、一定の質を保っていると認定できれば、公費で援助していく仕組みも必要だ」と話している。

面会交流の流れ

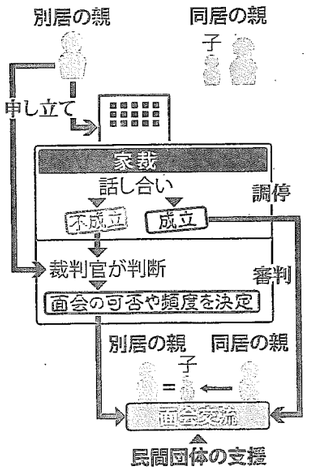

別居の子 異変把握
「虐待 回避の可能性」

面会交流の実現に重要な役割を果たす民間支援団体は、当事者から1回数千～数万円の利用料金を受け取り、両親の連絡調整や子どもの引き渡し、面会時の立ち会いなどを行っている。規模は小さいものの創意工夫しながら支援している団体も珍しくない。

横浜市を拠点とするNPO法人「びじっと」は、2007年以降、40件程度の面会交流を支援してきた。古市理奈理事長は「離婚後、同居する親の交際相手らに子どもが虐待されて死亡する事件が後を絶たない。別居する親が子と面会をしていれば、異変に気づき、命を救えたケースがある」と意義を強調。当事者が別の当事者の面会交流を支援する「相互扶助」の仕組みを採用している。離婚した夫婦は感情的に対立しがちだが、同じような立場の人を支援することで、自分が置かれた状況を冷静に理解できるようになるメリットがあるという。

大阪市のNPO法人「FLC安心とつながりのコミュニティづくりネットワーク」は、面会交流が盛んな欧米を視察・調査した成果を生かしながら、常時15件程度の支援を続ける。サービスの質が低下しないよう、あまり多くの案件を引き受けないようにしているといい、FLCの支援プロジェクトの桑田道子代表は「子どもが面会を楽しんで、争っていた父母が相手方に感謝するような時があると、やっていて良かったと思う」と語る。

こうした民間の支援団体は全国に40～50あるとされるが、欧米に比べると10分の1程度とされる。また、人口が多い都市部に偏在しており、支援の拠点が全国にくまなく設けられているわけでもない。

元家裁調査官を中心とする公益社団法人「家庭問題情報センター（FPIC）」は3月現在で721件の面会交流支援を行っている。支援件数は支援事業を本格的に始めた04年度から昨年度までの10年間で12倍に増えた。現在の拠点は東京、大阪、名古屋、福岡、広島、松江、千葉、横浜、宇都宮、新潟の10カ所。民間団体で最多とみられるが、永田永夫事務局長は「全国どこでも同様の支援を必要としている人はいる」と指摘する。地域格差なく支援が受けられる態勢整備が求められている。